官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔告　示〕

○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件（**外務**一三〇）　一
○国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件（**同**一三一）　三
○輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者の一部を改正する件（**経済産業**五六）　八
○外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件を改正する件（**同**五七）